

第百五十五回国参議院文教科科学委員会會議録第三号

平成十四年十一月十四日(木曜日)

午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大野つや子君
理事 仲道 俊哉君
橋本 聖子君
佐藤 泰介君
山本 香苗君
林 紀子君

委員 有馬 朗人君
有村 治子君
後藤 博子君
中曾根弘文君
岩本 司君
江本 孟紀君
神本美恵子君
山根 隆治君
草川 昭三君
畑野 君枝君
山本 正和君
遠山 敦子君

国務大臣 文部科学大臣

事務局側 常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件
○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

第六部 文教科科学委員会會議録第三号 平成十四年十一月十四日【参議院】

学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大学の特性を尊重するとともに、規制改革の流れを踏まえ、各大学の教育研究水準の向上とそのための主体的な取組の促進を図るため、大学の設置認可制度を弾力化し、併せて第三者評価制度の導入及び違法状態の大学に対する是正措置の整備を行う必要があります。

また、大学院において、社会的、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成を促進するため、法科大学院などの専門職大学院制度を整備する必要があります。

今回御審議をお願いする学校教育法の一部を改正する法律案は、以上の観点からの制度改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、文部科学大臣の認可が必要とされている大学の学部設置等について、大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないなどの場合には認可を要せず、届出で足りることとするものであります。

第二に、各大学が、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の状況について定期的に評価機関による評価を受けることとし、併せてこれらの評価を行う評価機関に対する文部科学大臣の認証等に関する規定を整備するものであります。

第三に、違法状態の大学に対する文部科学大臣の措置として、改善勧告等の段階的な是正措置を整備するものであります。

第四に、大学院の目的として、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを明らかにするとともに、大学院のうち、これを目的とするものを専門職大学院とし、その修了者には新たな学位を授与することとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

十一月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供の夢と希望を大きくむ社会の実現のための環境整備に関する請願(第一〇四号)

一、すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願(第二一〇七号)

一、子供の夢と希望を大きくむ社会の実現のための環境整備に関する請願(第一一一号)

一、すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願(第二一一二号)

一、三十人学級と私学助成拡充に関する請願(第二一二二号)

一、すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願(第二一二三三号)

一、すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願(第一三四四号)

一、すべての子供に行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願(第一三八号(第一四七号(第一四八号)

第一〇四号 平成十四年十月二十五日受理
子供の夢と希望を大きくむ社会の実現のための環境整備に関する請願

請願者 京都市左京区高野東開町一ノ二三
ノ四三ノ二〇六 森本哲也 外二
百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一〇七号 平成十四年十月二十八日受理
すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 滋賀県栗東市手原三ノ一〇ノ九
中嶋雅己 外四百九十九名

紹介議員 山下 英利君

すべての父母・教職員はどの子も豊かに健やかに育ってほしいと願っている。しかし、相次ぐ少年による悲惨な事件、中途退学、不登校、非行など子供たちの現状は深刻なものとなっている。それだけに教職員を増やし、学級規模を縮小して子供たち一人一人を大切にしている。また教育費の負担も年々多くなっている。教育予算の大幅な増額は切実な願いである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、小中高の三〇人学級・職業科二五人、定時制二〇人を早期に実現すること。複式学級を解消すること。

二、すべての学校の教職員を増やすこと。私学には専任教職員を増やすための特別の措置を講ずること。

三、義務教育費の国庫負担制度を守り充実すること。

四、私学助成の国庫補助制度を守り、私学助成を大幅に増額すること。特に、経常費二分の一助成、授業料直接助成、施設設備費助成を実現すること。

五、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。

六、障害児に行き届いた教育を保障するために、障害児学級・学校の増設や通常学級の教育条件整備をすること。

七、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てること。

八、子供たちの命と安全を守るために、学校施設の補修・改築をすること。

九、長期不況下の子供の就・修学保障のために公立・私立の児童・生徒への就・修学援助・授業料減免制度・奨学金制度などを充実すること。

第一一〇号 平成十四年十月二十八日受理
子供の夢と希望をはぐくむ社会の実現のための環境整備に関する請願
請願者 長野市三輪九ノ三ノ二三 寺島 正人 外六千八百八十六名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一一一号 平成十四年十月二十八日受理
すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願
請願者 滋賀県大津市湖城が丘七ノ三三 田中正二 外四百九十九名

紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一一二号 平成十四年十月二十九日受理
三十人学級と私学助成拡充に関する請願
請願者 福岡県筑後市西牟田一、八五二ノ一 近藤英子 外九千九百九十九名

紹介議員 淵上 貞雄君
名

今年度、学校五日制の実施に伴い学習指導要領も改訂された。総合学習の導入、選択授業の増加で、子供たちはゆとりがなくなり、どの子にも基礎学力が付くのか心配である。不登校や高校中退者の数は増え続け、子供たちの悲惨な事件は後を絶たない。このような状況の中で、すべての子供たちに行き届いた教育を保障するために、三〇人学級は早急に実現されなければならない課題である。長引く不況の中で、合格しても進学を断念したり、授業料を払えず退学せざるを得ない子供が増えている。

ついては、次の措置を採らねばならない。
一、小中学校・高校の三〇人学級を、早急に実現すること。

二、私学助成を大幅に拡充すること。

三、すべての学校の教職員を増やすこと。

四、すべての障害児に、発達と障害に応じた教育を保障し、その充実を図ること。

五、教育費の父母負担を軽減すること。

第一一三号 平成十四年十月二十九日受理
すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願
請願者 さいたま市東岸町一ノ一八 田中 敏雄 外百九十九名

紹介議員 池口 修次君
憲法・教育基本法・子どもの権利条約に沿って、一人一人の子供たちに行き届いた教育を実現することは、子供・父母・教職員を始めとするすべての国民の願いである。今年度、多くの県や自治体が独自に予算を組んで少人数学級を実施したが、一部の学年に限られている。

ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。
一、小中高の三〇人以下学級を早期に実現すること。複式学級を解消すること。

二、私学助成の国庫補助制度を守り、私学助成を大幅に増額すること。特に経常費二分の一助成、授業料直接助成、施設助成を実現すること。

三、義務教育費の国庫負担制度を守り、充実すること。

四、すべての学校の教員数を増やすこと。

五、希望するすべての子供たちに、高校教育を保障すること。障害児に行き届いた教育を保障するために、教育条件を整備すること。

六、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学を保障するために、公立・私立の児童・生徒への就学援助・奨学金制度などを充実すること。授業料減免制度や奨学金制度などを充実すること。

七、学校の施設・設備を改善すること。

第一一四号 平成十四年十月三十日受理
すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願
請願者 滋賀県大津市三太寺二ノ二ノ一〇 二谷口善市 外四百九十九名

紹介議員 有村 治子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一一八号 平成十四年十月三十一日受理
すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願
請願者 滋賀県長浜市平方町一、〇七二ノ一三 伊藤智史 外九百九十九名

紹介議員 河本 英典君
二一世紀を担う子供たちが心身共に健やかに成長することは、教職員・父母・国民の共通の願いである。そして、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて、一人一人の子供たちに確かな

学力を保障し、希望をはぐくむ教育を実現することが今日ほど求められているときはない。しかし、その願いを実現するには、今の教育を取り巻く環境と条件は余りにも貧弱な状況である。劣悪な教育条件の改善が日本の教育改革の一つの大きな条件であり、急務となっている。日本の公教育は、公立学校と私立学校の両輪によって支えられ、発展してきた。今日高等学校で二九・二五％（二〇〇一年度、幼稚園で七九・〇％、二〇〇一年度）の子供が私学で学んでいる。私学における父母負担は年々増加し、もはや限界を超えている。二〇〇一年度の私立高校初年度納入金の平均額が六六八、二八三円（一・二％増）になり、深刻の度を増している。これは、根本的に公教育の一翼を担う私学への公費助成の不十分さによるものである。私学の高学費が教育の機会均等を損ない、公教育をゆがめる大きな要因の一つになっている。今日の不況の中で私学の高学費は、父母・生徒を苦しめている。学費の滞納者が増え、経済的理由で学校を去る生徒が増えている。教育を受ける権利が経済的理由で侵害されているという事態が進行している。現に第一八回国連子どもの権利委員会の審査の中でも、委員から「教育費が高過ぎないか」という質問が寄せられている。受益者負担主義による教育費の国民負担が高過ぎることは、明らかである。こうした重過ぎる教育費負担が、少子化の一つの要因にもなっている。日本の教育に占める私学の役割の大きさをからして、私学助成の抜本的拡充を強く求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、小中高の三〇人以下学級を早期に実現すること。複式学級を解消すること。
二、私学助成を大幅に増額すること。特に経常費二分の一助成、授業料直接助成、施設助成を実現すること。
三、義務教育費の国庫負担制度を守り、充実すること。
四、すべての学校の教職員を増やすこと。

五、希望するすべての子供たちに、高校教育を保障すること。障害児に行き届いた教育を保障するために、教育条件を整備すること。

六、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学を保障するために、公立・私立の児童生徒への就学援助、授業料減免制度、奨学金制度などを充実すること。

七、学校の施設・整備を改善すること。

第一四七号 平成十四年十月三十一日受理

すべての子供に行き届いた教育を進め、心の通う学校をつくることに関する請願

請願者 滋賀県坂田郡米原町下多良二ノ一

紹介議員 ○八 谷田益雄 外九百九十九名

山下 英利君

この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四八号 平成十四年十月三十一日受理

すべての子供に行き届いた教育を進め、心の通う学校をつくることに関する請願

請願者 滋賀県大津市尾花川一ノ四一

馬場洋 外九百九十九名

紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。

第四条第三項を次のように改める。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第二号の学位の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 第六十九条の二第二項の大学の学位の設置であつて、当該大学が設置する学位の分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学位の廃止

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項

文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において「勧告事項」という。)が改善されない場合には、

当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第六十条中「場合」の下に「及び第四条第五項に規定する基準を定める場合」を加える。

第六十条の二中「場合」の下に「及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合」を加える。

第六十五条中「きわめて」を「きわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い」に改め、同条に次の一項を加える。

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第六十七条第一項中「修士の学位」の下に「若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位」を加える。

第六十八条の二第一項中「大学院」の下に「(専門職大学院を除く。を)」「博士の学位を」の下に「専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位」を加える。

第六十九条の二の次に次の四条を加える。

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足るものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあるとき、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十条の十中第六十条を「第六十条（設置基準に係る部分に限る。）」に、「及び第六十九条を」「第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）」及び第六十九条の四から第六十九条の六まで」に改める。

第八十二条の十一第一項及び第八十三条第二項中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十九条の二の次に四条を加える改正規定及び第七十条の十の改正規定（及び第六十九条を）、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）、及び第六十九条の四から第六十九条の六まで」に改める部分に限る。平成十六年四月一日

二 附則第三条の規定 公布の日

（認可の申請に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の学校教育法第四十一条の規定により置かれている大学の学部若しくは大学院の研究科又は改正前の同法第六十九条の二第二項の大学の学科の設置廃止その他政令で定める事項についての認可の申請であつて、改正後の同法第四十二条第二項各号の

規定に該当するものは、改正後の同項後段の規定により置かれた届出とみなす。

（専門職大学院の設置のため必要な行為）

第三条 専門職大学院の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（私立学校法の一部改正）

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の三」を「第六十五条の四」に改める。

第五条を次のように改める。

（学校教育法の特例）

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

第八条第一項中「第五条第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四十一条又は第十三条に規定する」に改め、同条第二項中「第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる」を「学校教育法第四十一条又は第十三条に規定する事項（同法第六十条の二の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第三十条第一項第三号中「に広域の通信制の課程」の下に「（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）」を加え、「広域の通信制の課程である旨」を「その旨」に改める。

第四十五条の見出しを「（寄附行為変更の認可等）」に改め、同条中「変更」の下に「（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第六十四条第一項中「第五条第二項」を「第五条」に、「について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は」を「及び」に改め、「それぞれを削り、」第五十一条第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四十一条又は第十三条に規定する」に、「（第五条第一項各号）」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」を「学校教育法第四十一条」とあるのは「学校教育法第八十三条第二項において読み替えて準用する同法第四十一条」に改める。

（経過措置）

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十六条中「一」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改め、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十七条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十二項とする。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 前条の規定の施行の際現に改正前の私立学校法第四十五条の規定により置かれている学校法人の寄附行為変更の認可の申請であつて、改正後の同条第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同条第二項の規定により置かれた届出とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第六条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同じ。」の下に「又は同法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを加え、同条第三項中「修士の学位」の下に「又は学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを加える。」

平成十四年十一月十九日印刷

平成十四年十一月二十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B